

令和2年4月27日

保護者 各位

銚田市新型コロナウイルス対策本部長 岸田 一夫

新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止のご協力について（期間延長）

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、16日夜に緊急事態宣言が発令され、茨城県が特定警戒都道府県に指定されたことに伴いまして、市では4月20日（月）から5月6日（水）まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り、家庭での保育にご協力をお願いをさせていただいたところ です。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況や県立高校及び市内中学校、小学校、幼稚園等が5月31日（日）まで臨時休業を延長したことを踏まえ、市内の保育所（園）の登園自粛期間も5月31日（日）まで延長させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

記

- 感染拡大防止のため、ご自宅で保育ができる場合は、登所（園）を自粛いただきますようご協力をお願いいたします。

期 間 令和2年4月20日（月）～令和2年5月31日（日）まで

※自粛期間中の3歳児未満の利用者負担金の取扱いにつきましては、協力期間のうち、登所（園）を控えた日数に応じ、日割り計算とする予定です。詳細は、後日連絡いたします。（日割り計算は、銚田市民の方が対象となります。）

《問い合わせ先》

銚田市福祉事務所子ども家庭課 子育て支援係

TEL 36-7935（直通）

TEL 33-2111（代表）内線 1571